

2024年11月1日策定

特定非営利活動法人ふれあいセンターそよ風 事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させて、家庭生活との調和を図ることができれば、より働きやすい職場環境につながることができ、そのことで、職員全体の能力の発揮やチーム力のレベルアップにつながります。その結果として、事業所の提供する介護サービスが利用者にとって一層処遇が向上していくと考え、次のとおり行動計画を策定します。

1 計画期間 2024年11月1日から2029年10月31日までの5年間

2 内容

○指針の項目1：子育てを行う労働者の仕事と家庭との両立支援のための雇用環境の整備

【取組の具体的内容】

- ① 働き続けながら子育てを行う職員に対して、勤務時間等における柔軟な配慮を行う。
- ② 子育てを行う職員の介護職としてのキャリア形成を明確にして必要な支援を行う。
- ③ これらの環境を整えるために管理職員への研修を適宜、実施していく。
- ④ 各種の法令に基づく育児休業等、給付金、産休等の諸制度の周知を行う。

○指針の項目2：働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

【取組の具体的内容】

- ① 職員のリフレッシュや家庭生活との調和を図ることを目的に、有給の特別休暇として「バースデイ休暇」及び「メモリアル休暇」を創設する